

## 2018年度 矯正・保護課程 施設参観（夏季） 実施要項

- 申込期間 ①課程受講者：2018年6月18日（月）～7月12日（木） ②課程受講者以外：2018年6月25日（月）～7月12日（木） ※土・日は申込みの受付は行いません。  
 【受付時間】 深草・大宮学舎 8:45～17:15 瀬田学舎 9:00～17:30 注）火曜日の受付時間 深草・大宮学舎 10:30～17:15 瀬田学舎 10:45～17:30

参観日	参観施設	参観予定時間	区分	定員	集合時間	集合場所	交通機関	参加費	昼食の有無
1 8月7日（火）	播磨社会復帰促進センター	10:30～12:00	矯正（成人男子・成人女子）	30	8:30	深草学舎 紫英館 守衛所前	スクールバス利用	¥1,500	無し （各自持参）
	加古川刑務所	13:30～15:30	矯正（成人男子）						
2 8月9日（木）	和歌山刑務所	13:30～15:30	矯正（成人女子）	30	10:30	深草学舎 紫英館 守衛所前	スクールバス利用	¥1,500	無し （各自持参）
3 8月10日（金）	更生保護法人 和衷会	10:30～12:00	保護（成人男子）	30	9:00	深草学舎 紫英館 守衛所前	スクールバス利用	¥1,500	無し （各自持参）
	大阪府立修徳学院	14:00～15:30	児童自立支援施設						
4 8月20日（月）	交野女子学院	10:00～11:30	矯正（少女）	40	9:00	深草学舎 紫英館 守衛所前	スクールバス利用	¥1,500	無し （各自持参）
	浪速少年院	13:30～15:00	矯正（少年）						
5 8月21日（火）	奈良少年院	10:00～11:30	矯正（少年）	30	8:45	深草学舎 紫英館 守衛所前	スクールバス利用	¥1,500	無し （各自持参）
	大阪少年鑑別所	14:00～15:30	矯正（少年）						
6 8月27日（月）	大阪医療刑務所	10:30～12:00	医療（男女）	35	8:45	深草学舎 紫英館 守衛所前	スクールバス利用	¥1,500	無し （各自持参）
	大阪刑務所	13:00～15:00	矯正（成人男子）						
7 8月28日（火）	更生保護法人 京都保護育成会	10:00～11:30	保護（成人男子）	20	9:15	深草学舎 紫英館 守衛所前	スクールバス利用	¥1,500	無し （各自持参）
	滋賀刑務所	13:30～15:00	矯正（成人男子）						

- 参加資格 ①矯正・保護課程受講者（過去の受講者を含む）であること。なお、学外者の受講者の方は、別紙「施設参観志望理由書〔課程受講者学外者用（過去受講者を含む）〕」により審査します。  
 ②受講者以外の本学関係者で、今後受講を予定している方や向学の志がある方は、別紙「施設参観志望理由書〔課程受講者以外用〕」により審査します。
- 参加申込 参観先を上記から選択し、証明書自動発行機にて申込書を購入の上、各学舎の申込窓口へ提出してください。※一旦納入された参加費は返金いたしません。
- 申込窓口 深草学舎：法学部教務課 / 大宮学舎：文学部教務課（大宮） / 瀬田学舎：社会学部教務課
- 定員 上記のとおり日程毎に定員が設けられています。先着順にて受け付けます。※申込期間内でも定員になり次第締切りますので、早めに申し込んでください。
- 注意事項 ①参加を認められなかった者のみ、電話による不許可の通知をします。参加を認める者には、許可連絡はしませんので、参加申込みをした日の指定された時刻・場所に集合してください。  
 ②参観当日は、入所者の心証を考慮し、派手な服装は控えてください。  
 ③参観当日必ず学生証を持参してください。学外者の受講者の方は、身分証を持参してください。  
 ④参観当日やむを得ない理由により欠席する場合は必ず連絡してください。  
 ⑤集合時間は厳守してください。出発時間を遅らすと、到着時間が遅れ、参観施設に迷惑をかけることとなりますので、上記集合時間になりましたら、バスは出発させていただきます。  
 ⑥今年度から昼食は準備しませんので、各自持参してください。（※施設参観中＜バス移動中を含む＞は、飲食物を購入したり、食堂などで食事をとることができませんので、必ず昼食は持参してください）  
 ⑦バスに乗らず、現地解散を希望する方は、申込時に申し出てください。（※申込書の希望欄にチェックが必要です）
- 推奨事項 成人施設と少年施設、更生保護施設のいずれも参観することを推奨します。

特に注意！

★★参加者の声★★

- ・座学で学ぶだけでは、理解が深まらないので、実際の矯正・保護施設を自分の目で見ることにより、理解が深められた。（法学部生）
- ・授業やビデオだけでは分からないところを、施設参観で見ることができるので、とても有益である。また、実際に施設で働いている矯正職員らの話が聞けるのも、大変勉強になる。（法学部生）

